

令和8年度（新潟県介護事業所ネットワーク化推進事業） ネットワーク化による協働推進事業の事前協議の受付について

1 事業の目的

小規模な法人を含めた地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組が促進されるよう、その環境整備を通じて、地域における福祉サービスの充実とともに、重層的な支援体制の構築を図るための取組を支援します。

なお、本事業では、社会福祉法人の連携方策の中間的な選択肢として、「社会福祉連携推進法人制度」の活用を促進します。

2 実施主体及び補助対象事業等

「（介護事業所ネットワーク化推進事業）ネットワーク化による協働推進事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）のとおりです。

○事前協議や実績報告などの必要書類や様式については上記要領の他、「介護人材確保推進事業費補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）も併せて確認してください。

○交付要綱・実施要領は県ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/2026kaigonettowa-ku.html>)

3 補助金の事前協議からの流れ

申請者：【申】

事業の採択を受けた者：【採】

県：【県】

(1) 【申】 県に事前協議書を提出します。（提出書類は実施要領のとおりです。）

提出方法：「新潟県電子申請システム」による届出

手続名：【高齢】 令和8年度ネットワーク化による協働推進事業 事前協議

受付期間：令和8年6月15日（月）～令和8年7月31日（金）

(2) 【県】 提出された事前協議書の内容を審査し、交付要件を満たすものの中から、取組内容に応じた優先順位に基づき、予算の範囲内で選考の上、採択又は不採択の決定を行います。

(3) 【採】 採択を受けた内容の事業（＝取組）を実施します。

事業は令和9年3月31日までに完了（※）させてください。

※事業の実施に要した経費の支払いも含まれます。

(4) 【県】 採択した事業について、「交付申請書」の提出を依頼します。提出期限は依頼時にお示しします。

- (5) 【採】 県から提示された期限までに、「交付申請書」を提出します。
- (6) 【県】 提出された交付申請書について、交付決定を行います。
- (7) 【採】 事業の完了後、県に実績報告書を提出します。(提出書類は実施要領のとおりです。)

提出方法：「新潟県電子申請システム」による届出

※手続名等については、交付決定通知を送付する際に別途御案内します。

提出期限：事業完了日から起算して1カ月を経過した日又は令和9年4月10日(金)のいずれか早い日

- (8) 【県】 提出された実績報告書の内容を審査し、適正と認められた場合に補助金の額を確定し、申請者に支払います。

上記(1)～(8)の流れの他、変更交付申請などの手続が必要となる場合がありますので、交付要綱等を確認してください。なお、変更交付申請等の手続が必要となる場合は、県の担当係へ連絡の上、提出方法等の説明を受けてください。

4 事前協議書の提出方法

事前協議書の提出方法は、「新潟県電子申請システム」による届出とします。

- ① 次の URL から、新潟県電子申請システムの「【高齢】令和8年度ネットワーク化による協働推進事業 事前協議」の手続きページにアクセスしてください。
(https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=32479)
- ② システムの利用にあたっては、利用者登録が必須ではありません。利用者登録をしない場合は、「利用者登録せずに申し込む」を選択し、連絡先メールアドレスを入力してください。入力していただいたメールアドレス宛てに、申請画面の URL が記載されたメールが送信されます。
- ③ 上記②で送信されてきた URL から申請画面にアクセスし、必要事項を入力の上、PDF データ化した事前協議書類一式を添付し、申請してください。
- ④ 申請の受付が完了すると、「受付完了メール」が連絡先メールアドレス宛てに送信されます。利用者登録をしなかった場合は、整理番号とパスワードがメールに記載されています。事前協議書を修正する場合等に必要となりますので、保存してください。
- ⑤ 事前協議書を修正する場合は、電子申請システム画面上部の「申込内容照会」から修正が可能です。



5 その他

- 他の補助金との併用はできません。
- 県の採択決定前に実施した事業は補助対象となりません。
- 飲食に係る経費は補助対象となりません。(ただし、研修の実施に伴い講師に提供する飲料など、事業を実施するうえで必要と認められる最小限のものは補助対象とする場合があります。)

問合せ先

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課介護人材確保係

電話：025-280-5272 (直通)

メール：ngt040230@pref.niigata.lg.jp

※メールでのお問い合わせは、件名の先頭に必ず「【協働推進事業】」と記載してください。